

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○坂本委員長 これにて小田原君の質疑は終了い  
たしました。

次に、長妻昭君。

○長妻委員 これだけの百二十二兆円という過去  
最大の規模の予算、この予算委員会でも自民党の方  
は質問することがないということで大幅に時間を  
切り上げて終了されたということで、やはりきち  
つと与党であっても国会で審議を真摯にしてい  
たきたいということは強く求めてまいります。

そして、私も、予算委員会の野党の理事をし  
ておりまして、非常にひどい運営が目に残るとい  
うことで、これまで理事会で私が申し上げていたこ  
とを今読み上げたいと思います。こういうことを  
私は申し上げておりました。

令和八年度予算の審議入りが約一か月遅れた責  
任を政府・与党は感じた上で予算審議に当たると  
きである。衆議院予算委員会でも令和八年度予算の  
質疑が始まった二日目に、与党より、理事会で、  
事実上僅か十二日間の質疑で、三月十三日に予算  
審議を打ち切る日程が示された。従来の予算審議

の手順を無視した日程で、異例中の異例の事態で  
ある。白紙撤回を求める。かかる事態に野党が一  
致して反対したところ、一連の議事が幾度となく  
委員長の職権によって強行された。民主政治を破  
壊する行為である。これでは、国民の税金でつく  
られた過去最大百二十二兆円の国家予算を厳しく  
精査できなくなってしまう。国会は政府の下請機  
関ではない。国権の最高機関である国会の権能を  
守るために長年の予算審議の中で培われた手順に  
のつとつた運営をして、委員会運営を正常化して  
いただきたい。

委員長、これは今も私の思いでございます。

そこで、高市首相にお伺いしますが、今回のよ  
うな、非常に、一か月審議入りが遅れて、そして  
これだけ短い期間で予算を成立をさせる、こうい  
うようなことはもう前例としないというようなお  
約束をいただけませんか。

○高市内閣総理大臣 予算委員会の審議方針、国  
会の運営に関することですので、これは国会にお  
いてお決めいただくものと承知をいたしております。

○長妻委員 という答弁を前回もされたと思いま  
すが、ただ、高市首相の意向で与党は動いている  
んです。高市首相が一か月遅らせた。これは普  
通は一月末なんです。衆議院の予算委員会が審  
議入り。そして、二月、三月をかけて、衆議院、  
参議院で。それでも、普通でも三月末ぎりぎり  
なる場合が多いですよ。それが一か月。政府が  
予算を出してくるわけですよ、国会に。政府が  
一か月遅れてきて、そして、年度内ということ

無理したスケジュールというか、普通は無理筋の  
スケジュールで進んでいったということで、こう  
いうようなことについてはもう前例としないとい  
うことをお約束をいただけませんか、こういう趣  
旨なんです。

○高市内閣総理大臣 やはり、予算委員会の運び  
というのは国会でお決めいただくことですから、  
その審議の在り方に関わる点について内閣総理大  
臣からお答えすることは困難です。

その上で、全ては国民の皆様の安心のためにと  
いう思いは与野党の皆様共通だと思っております  
ので、国民生活に支障を生じさせないように、野  
党の皆様にも御協力をお願いしながら、令和八年度  
予算について年度内に成立をさせていただけるよ  
うに、国会での御審議に誠実に対応してまいって  
いるつもりでございます。

○長妻委員 与党の方と話す、首相の意向とい  
うことをおっしゃる方もおられるわけです。年  
度内というのがあるので急がなきゃいけないだ  
ということなので、是非、これを前例にしない  
いただきたい、こういうことについては。

なぜならば、今おっしゃったように、国民の皆  
さんの生活に関わる総予算審議なんです。昨年  
は九十時間以上審議したんです。今回は五十時間  
台ですよ。昨年は九十時間以上審議して修正した  
んです。予算を。

これが昨年の修正のフレームですけれども、七  
項目にも及ぶ修正がありました。例えば、立憲民  
主党、当時、を中心とした高額療養医療制度の見  
直しなども与党と協議をして入っているわけです

ね、修正して。そして、維新を含めた政党の高校無償化の関係も入り、そして、国民民主党さんの含めたところの年収の壁のものも入り、そして、我々が強く言っていた基金の返納というものも入れて歳入を増やした。こういうようなことで、丁寧に、審議を省略せずにやることによって、国民の皆さんの税金が一定程度無駄にならずに、適切にそれが修正をされるということになったわけですね。

ですから、審議を省略して進めていくということが、いかに、むしろ国民生活にマイナスになるのか、国民の血税を有効に使うことと反することになるのかというのは、是非お分かりいただきたい。

暫定予算という制度があるわけで、野党はもう前から、暫定予算を早めに準備してほしい、こういうふうに申し上げているわけです。安倍内閣でも二回つくられて、国民生活に支障が出ていないということなので、是非、ここについては前例としないように、総理も胸に刻んでいただきたいというふうに思うんです。

省略したという意味では、分科会という非常に重要なものも、これもなしになりました。我々は、集中審議を優先をしてやって、そして分科会を来週開いていただきたい、こういうことを申し上げていたんですが、それもなしに今日採決というふうな運びということでありませう。

事務局に聞きますけれども、分科会の意義と、もしないということになれば何年ぶりなのか、お答えいただければと思います。

○野口参事 お答えいたします。

分科会については、衆議院規則第九十七条において、「予算委員会及び決算行政監視委員会はその審査の必要によりこれを数箇の分科会に分かつことができる。」と規定されています。

総予算は国の全ての機関に及び、その内容は広範にわたることから、分担して審査に当たらせることを目的としており、審査の方法は、八個の分科会を設置し、各省庁別に細目にわたる質疑を行うっております。

なお、分科会を設置しなかった直近例は、三十七年前の平成元年度総予算審査でございます。

○長妻委員 三十七年ぶりがないんですよ。これは不備なんじゃないですかね。これだけの巨額の予算を、八つのグループに分けて、それぞれの議員が綿密に、細目にわたって議論をして、そして問題点を抽出するというのが分科会なんです。

坂本委員長が、二年前ですかね、書いたブログをちよつと拝見しますと、分科会というのはすごく意義が深いという趣旨で書かれていて、フレッシュ、新人の方々も分科会で質疑をして、大変充実した具体的な質疑ができてよかったというような趣旨のブログを書いておられて、こういうものもすっ飛ばされちゃうんですね。

総理が、一月、そして二月に選挙の投票日というところで、一か月審議が遅れたんですよ。つまり政府が出してくるわけですよ、国会に。一か月遅れて出てきたらば、やはりそれは、暫定予算ということについても総理として考えていただき

たかったなというふうに思うんです。それが血税を本当に無駄なく使う道である。

せっかく国会という、細かくチェックする、与党の議員も新人の議員もきちつと質問できるような機会をつくっていただいて、精査をしていただきたかったというふうに思うんですが、総理、御感想はありますか。

○高市内閣総理大臣 まず、分科会につきましては、これは、予算委員会の審議の運び方でございますので、国会でお決めいただくことだと思っております。

また、暫定予算の在り方について、一般的な議論を妨げるといった意図はございません。

○長妻委員 総理のそういう姿勢が、国会を相当与党は完全に付度をしてどおんと動いてきているので、相当、国会が本当に行政の下請機関のようになってしまったということも是非御自覚をいただきたいということを強く申し上げておきます。

そして、次に、一般論として総理にお伺いしたいんですけれども、一般論として、違法な戦争をしている国に対して支援というのは認められない、こういうことでよろしいでございますか。

○茂木国務大臣 それで結構です。

○長妻委員 総理もそうだと思います。ということ、アメリカについていろいろな国からも疑義が呈されておりますけれども、総理として、茂木大臣じゃなくて総理として、米国のイランへの攻撃というのは、これは国際法上どういう評価に当たるといふふうにお考えでございますか。

○高市内閣総理大臣 先般来申し上げておりますが、日本政府として国際法上の評価はいたしておりません。

○長妻委員 ということは、米国にこれから行かれると思いますけれども、その際に、米国のイラン攻撃について支持表明、支持の表明というのはされないということでしょうか。

○高市内閣総理大臣 日米首脳会談における個別の議論について予断することは差し控えています。

その上で、イランによる核兵器の開発は決して許されないとというのが我が国の一貫した立場です。また、これまで、関係国とも連携しながら、イランの核問題の解決に向けた外交努力を行ってまいりました。

そして、米国とイランの間で協議が行われていたことは、イランの核問題解決のために極めて重要でありましたので、我が国としてこれを強く支持してまいりましたが、今般の事態に至ったものです。

我が国としては、攻撃の応酬が継続して地域全体の情勢が急速に悪化していることは深く懸念しております。事態の早期鎮静化に向けて、国際社会とも連携しながら、必要なあらゆる外交努力を今行っております。

来る日米首脳会談におきましても、イラン問題を始めとする中東情勢や、厳しさを増す国際情勢について、我が国の立場、考えも伝えるとともに、しっかり議論を深めてまいります。

○長妻委員 私も、イランの核開発というのは、

これはあつてはならないことだというふうに強く思いますが、支持表明というのは慎重にというか、そこら辺は控えていただくということがいいというふうに私は思います。

そして、総理はこの評価については一貫してこういうことをおっしゃっておられるんですね。詳細な事実関係を十分把握する立場にないというふうにおっしゃっているのです、米国でトランプ大統領と会談したときに、そこら辺の事実確認、詳細な事実確認をトランプ大統領に率直にお伺いするということはされて、そして帰国後、恐らく来週、再来週の月曜日ぐらいに衆参の本会議で帰国の御報告をされると思うんですね。そのときには、評価、国連憲章上、米国の攻撃についての評価というのをお話しいただける、そういうような段取りでよろしいんですか。

○高市内閣総理大臣 本会議での対応でございませぬ。日米首脳会談後の対応について、予断を持ってお答えすることはいたしません。

その上で、イランによる核兵器開発は決して許されないというのが我が国の一貫した立場でございます。また、従来から我が国としては、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値や原則を尊重してまいりました。これまで以上に、これまでもですけれども、関係国と連携しながらこのイランの核問題の解決に向けた外交努力を行ってまいりました。そして、米国、イラン間の協議についても支持をしてまいりました。

今とにかく、先般のG7の首脳会談でもそうでございましたけれども、各国、とにかく今一番大

事なのは事態の早期鎮静化だということで、連携していこうということになっております。

日米首脳会談で、イラン問題を始めとする中東情勢についても、我が国の立場、考え方もお伝えしますけれども、しっかり議論を深めてまいります、そこまでしか現段階で申し上げられることはございません。

○長妻委員 これは、何で私がこの国連憲章上の評価について日本政府としてきちっと立場を明確にしてほしいと申し上げているかというと、例えば、アメリカからイランの戦争についてのお金の支援の要請がある可能性もあるし、あるいは武器の提供の要請がある可能性もあるし、タンカーの防護、護衛の要請がある可能性もあるし、機雷の除去の可能性もある。いろいろな要請がある可能性はあると思うんですね。

そのときに、例えば、一番今の中でハードルが低いお金の支援の要請があった場合でも、でもです、さつき茂木大臣が答弁されたように、違法な戦争をしている国にお金の支援というのはできないです。それはそうですね。総理、どうですか。

○高市内閣総理大臣 今の御質問の点については、個々の状況に応じて国益の観点から総合的に判断すべきものですから、一般論としてお答えするということとはとても困難でございます。

○長妻委員 これは、ただ、日本の国是というか、ほかの国もそうだと思いますが、違法な戦争をしている国に、お金の支援であっても支援はしないというふうなことだと思いますし、日本も一貫し

てそういう立場を取っているということなんです  
が、それはケース・バイ・ケースで、国連憲章上  
疑義がある戦争をしている国にも、時と場合によ  
っては国益を考えてお金の支援をする可能性があ  
るということですか。

○茂木国務大臣 長妻委員の御質問、かなり仮定  
の上の仮定の御質問でありますので、国際法上違  
法な行為が行われている、こういったことが明ら  
かでありましたらそうでもありますけれども、仮定  
をかなり、今お聞きしましたもたたくさんの仮定が  
重なっておりますので、一概にお答えすることは  
困難だ、このように申し上げているところであ  
ります。

○長妻委員 じゃ、一般論で、こうしましょう。  
国際法上違法の戦争、違法の戦争をしている国、  
どことは言いません、その国に対して、お金であ  
っても支援は日本はできない、こういうことでい  
いんですね。

○茂木国務大臣 御案内のとおり、国際支援をす  
る、また、後方支援であったりとか、実際の給油  
を行ったり、様々な行為があるわけでありませ  
れども、これができる状態、この後、資料を拝見  
しましたけれども、書いてありますので、法律に  
従って、また事態の個別の状況の認定、これを行  
った上で、それに従って、やれることはやりませ  
し、できないことは当然できないということであ  
ります。

○長妻委員 いや、一般論で聞いているんですよ、  
仮定の仮定じゃなくて。別にアメリカとかそうい  
うのじゃなくて。

国際法上違法な戦争をしているというふう  
に日本政府が認めるとき、その国に対してはお金の支  
援であつてもできない、これは当然できないわけ  
ですよ。

○茂木国務大臣 一般論で申し上げますと、そう  
いった国際法上認められない、そういった行為を  
行っている国に対する支援というのはできない、  
このように考えております。

○長妻委員 それはそうだと思います。

だからこそ、総理、私が申し上げているのは、  
アメリカが国連憲章上そういう行為をしているか  
どうかを確認しないと日本は一銭も出せないん  
ですよ。お金ですら、あるいはこういうタンカーの  
防護とか、武器とか機雷も含めた、協力できない  
んですよ、一切。だから確認をしないといけない  
というふうに申し上げているんです。

配付資料でありますけれども、ルビオ国務長官  
がおっしゃっておられるんですけども、これは  
三月一日、こういうことをおっしゃっておられる  
んです。外務省の提供資料ですけれども、我々  
が攻撃されるのを待った場合、より多くの死傷者  
と死者が出るだろうと評価した、我々はより大き  
な損害を与えるのを予防するため、予防するため  
防衛的な形で先制的に攻撃したとおっしゃってお  
られているんです。

岸田外務大臣、当時、安保法制のときに岸田外  
務大臣が、配付資料をつけていますけれども、国  
際法上は、予防攻撃も先制攻撃も認められており  
ません、これは国際法に違反するものであります  
と明確に当時の岸田外務大臣がおっしゃってお

れるわけで。

こういう発言がアメリカからもあったので、こ  
れは、高市首相、トランプ大統領と会ったとき、  
あるいは米国に行ったときに、事務方サイドの情  
報収集でもいいんですけども、やはり評価を日  
本はしないと動けないんですよ、お金の支援も含  
めて。ですから、評価は帰国後していただいて発  
表していただくということで、総理、よろしいで  
ございますね。そうしないと動けないので。

○高市内閣総理大臣 配付いただいたルビオ長官  
の発言でございますけれども、イランは、米国及  
びイスラエルを標的とした一連のいわれのない武  
力攻撃、国連憲章違反及び中東全域における国際  
の平和と安全への脅威について責任を負う旨を述  
べられた上で、米国は、国連憲章第五十一条に基  
づき、これらの脅威に対処するための合法的な行  
動を取ったという御説明です。現時点では、これ  
以上の説明はなされておりません。

また、我が国は詳細な事実関係を十分把握する  
立場にないことから、確定的な法的評価を行うこ  
とは困難でございます。

何よりも今重要なのは事態の早期鎮静化を図る  
ことであると思っておりますので、そのために必  
要なあらゆる外交努力を行っているというところ  
でございます。

○長妻委員 ですから、評価をしないと日本は一  
切協力できないんですよ、評価がない段階では。  
ですから、協力するとしたらちゃんとした評価を  
しないと、評価次第によっては協力できないとい  
うことになるかもしれないけれども、曖昧な形

では評価できないんです。

国連憲章違反の疑いがあるままでは協力できないということなんですよ。それはそれでよろしいんですか、総理。

そうすると、疑い、確認をしないということなんですかね。

もう一回、じゃ、さっきの質問に答えていただけていないので私から御質問しますけれども、つまり、国連憲章上どういう評価なのかというのを日本政府として立場を明らかにしないということなんですか、帰国後も。しないのかするの。でも、立場を明確にしないと協力もできないと思うんですが。

つまり、帰国後、日本は米国の攻撃の評価をされるのかしないのかということだけお答えいただければ。

○高市内閣総理大臣 現状において、帰国後すぐに法的評価をするかしないかということはお答えできません。

○長妻委員 そうすると、宙ぶらりんのまま、例えば、戦争、米国への支援というのもできるという可能性もあるということなんですかね。そうじゃないんですか。じゃ、どういうことですか。宙ぶらりんのときは支援はできない、評価がない限りできないということなんですかね。

宙ぶらりんのときは支援はできるのかできないのか、それだけ教えていただければ。

○茂木国務大臣 宙ぶらりんというのがどういう状態かということなんですけれども、例えば、攻撃に対する直接の集団的自衛権を行使したりする

というのは、当然、存立危機、これを認定をしたということはありませんけれども、例えばイランをめぐる情勢があります。これはエネルギー問題でもあつたり様々なことがある中で、国際協調を行ったりとかいろいろなことがありますので、宙ぶらりんなままでというのはどういうことなのかというの……（長妻委員「それは今説明します、宙ぶらりんという意味を説明します」と呼ぶ）はい。

○長妻委員 宙ぶらりんという意味は、アメリカのイランに対する攻撃ですね、これが、国連憲章上、違反した攻撃なのか、あるいは違反していない攻撃なのか、分からない。それが宙ぶらりんという意味です。日本の政府として、それは分からない、どっちなのか。というのが宙ぶらりんという私の表現であります。

その宙ぶらりんのままでも、アメリカに金銭も含めた支援というのはできるかできないかということなんです、どちらですか。

○坂本委員長 外務大臣。（長妻委員「いや、もう外務大臣はいい。聞きました」と呼ぶ）いや、再度答弁させてください。

○茂木国務大臣 事実関係から申し上げますと、今、ルビオ長官の発言について言及されておりますが、同時に、同日であります、アメリカは今回の事態について、国連憲章五十一条、これに従って対応している、このように述べておりまして、必ずしも、ルビオ長官のプリベンティブウエーが書いてあると思えますけれども、その言い方と五十一条のことが完全に矛盾しているとは考えて

おりません。

○高市内閣総理大臣 先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

現状においてルビオさんの発言以上のアメリカの立場また姿勢というものは明らかにあっておりませんので、法的な評価は差し控えておりますし、G7の国々を見ても、国際法上の評価ということは今現在避けている国がほとんどであると理解をいたしております。

○長妻委員 もうお分かりのとおり、お答えいただいていないんですよ。

これは日本にとって大切なことなんですよ。さっき宙ぶらりんの定義は申し上げました。つまり、宙ぶらりんのままでも日本は金銭的含め支援というのはできるんですか、それともできないのか。そのことだけお答えください。

○高市内閣総理大臣 あくまでも仮定の御質問です。今、金銭的な支援も含めて米国側から支援を求められているという事実はございません。

○長妻委員 そうすると、今日本は、私の表現で言うと宙ぶらりんの状況にあるわけですね。つまり、国連憲章上それは合法なのか違法なのか、判断はまだしていないという段階に日本はある。そのときに、米国からまだ具体的に要請が来ていないからこの国会では答えられないという御答弁だったと思いますが、私は、もうG7でも、今日の朝日新聞の一面では、総理も、あれはオンラインで出たんですかね、G7の会合で、総理、ちょっとしゃべらないで、ちょっと秘書の方、総理に質問していただけますので。

G7の先日の会合で、ホルムズ海峡の護衛を検討する、安全上の条件が整うことを前提に船舶の護衛に向けた検討を始めることで一致したというふうな報道があるわけでございますけれども、これにしても、やはり日本として違法か違法でないか確認しないというふうなことは協力できないと思うんですが、いかがでございますか。

○高市内閣総理大臣 まず、先日のG7オンライン首脳会議においては、ホルムズ海峡を含む海上輸送路の安全確保を含めて様々な議論が行われました。

船舶の護衛に係る発表は、議長国であるフランスの判断として行われたものと承知をいたしております。日本政府として、ホルムズ海峡をめぐる情勢について重大な関心を持って鋭意情報収集を行っていますが、例えば自衛隊を派遣するとか、そういったことについては何ら決まっております。

いずれにしても、現在最も重要なことは事態の早期鎮静化でございます。我が国としては、国際社会とも連携して引き続き必要なあらゆる努力を行う中で、我が国及び国民の皆様の平和と安全、そして繁栄を確保するために、いかなる事態に対しても対応できるように万全を期してまいります。

済みません、先ほどもちょっと委員の資料を読み違えました。ルビオ長官の発言ではなく、私が話したのは国連安保理緊急会合においての米国の立場でございます。失礼いたしました。

○長妻委員 そうしましたら、例えばホルムズ海

峡周辺の護衛の件ですけれども、これは海上警備行動で法的にはできるんですか。

○小泉国務大臣 まず、個別具体的なケースというものは発言は控えますけれども、今の長妻先生の海上警備行動ということですが、先ほどG7のフランスの発表に基づいて先生が御質問されているとすると、今回の議長国フランスの判断としての発表でありますので、我々はそういうものとしてまずは受け止めておきます。

その上で、高市総理が申し上げたとおり、現時点で、ホルムズ海峡をめぐる情勢について重大な関心を持って情報収集を進めていますが、自衛隊の派遣については何ら決まっていることはありません。

○長妻委員 私は法的にできるかできないかだけ聞いたつもりなんですが、警察権ですよ、海警行動というのは、できない、できる、どっちなんですか。

○小泉国務大臣 今回のケースということではなく法律論ということでお答えをさせていただければ、今、時々刻々と変化する中で、法律上、自衛隊がいかなる活動を取り得るかにについては、その時々具体的な状況に即して適切に判断する必要があると思いますので、一概にお答えすることは困難ですが、あくまで一般論としてお答えをさせていただきます。ただ、国民の皆様様の生命財産の保護のため、海上警備行動により日本関係船舶を護衛することは、制度上は可能であります。

○長妻委員 そして、もう一つは、ホルムズ海峡について、安倍総理と私も安保法制のときに相当

この議論もしました。そうしましたら、安倍総理からこういう発言がございました。政府としては、従来から、存立危機事態に該当する可能性のある事例としてホルムズ海峡の機雷封鎖の例を御説明をしてくいておりますというふうにおっしゃっております。配付資料も議事録をつけておりますけれども。

ということとは、新三要件に当てはまればホルムズ海峡の機雷の除去というのも可能であるというふうに考えてよろしいんでしょうか。高市首相が自衛隊の最高司令官ですので、首相の御見解をお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 まず、仮定の質問へのお答えは差し控えますが、一般論として申し上げれば、憲法第九条の下で許容される武力の行使は、あくまでも武力の行使の三要件に該当する場合の自衛の措置としての武力の行使に限られています。

その上で、あえて一般論として申し上げます、平和安全法制の審議の際に、他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為は武力の行使に当たり得るが、ホルムズ海峡における機雷掃海は武力の行使の三要件を満たすことがあり得ると御説明をしています。

○高市内閣総理大臣 今防衛大臣が答弁したとおりでございます。

○長妻委員 もう時間もなくなっているのですが、さっきの懸案にもう一度戻りますけれども、今の機雷の掃海含め、護衛含め、金銭の支援含め、やはり、国連憲章に合致した米国の行動かどうか、確認しないと動けないわけですよ、日本は。さっき

